令和４年１月 25 日

保護者の皆様へ

富良野市教育委員会
教育長　近　内　栄　一

北海道における「新型コロナウイルス感染レベルの引上げ」に伴う本市教育活動への対応

日頃より新型コロナウイルス感染症感染予防対策、富良野市教育行政に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことに感謝いたします。

さて、去る１月 18 日付け「令和４年新年からの新型コロナウイルス感染の急拡大への対応について」通知させていただきましたが、その後も北海道内において、感染拡大が続いていることから、北海道は、１月 21 日から**レベルの分類表について、全道域で「レベル２」に移行**し、対策を行うことが決定されました。

それに伴い、北海道教育委員会は、道立学校及び市町村教育委員会に対し、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」に基づく、**「行動レベル２」の応じた感染症対策を徹底して取り組む**とともに、適切な対応をお願いすると通知を出しました。

つきましては、本市におきましても、その通知に基づき、改めて、以下の点に注意し、適切な対応を行い、学校教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障してまいりますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

◆教育活動・学校行事について

・衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など教育活動・学校行事は慎重に進めていきます。

・臨時休業や出席停止等により、止むを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、ICT を活用した学びの保障を行っていきます。

◆部活動について

活動を厳選（時間、人数、場所、活動内容）して、感染症対策を徹底の上、実施していきます。
それでも感染リスクが高いと思われる場合は休止とします。

◆保護者の皆様へのお願いについて

・感染予防対策（マスクの着用、手洗い、手指消毒、うがい、換気等）の徹底とともに、児童生徒に加え、同居家族の皆さんの健康観察もお願いいたします。

・発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう徹底をお願いいたします。

・発熱などにより病院を受診する際には、直接ではなく、一報電話を入れ、病院の指示に従い、対応いただくようにお願いいたします。

・同居家族に風邪症状等がある場合は、登校させないよう徹底をお願いいたします。
保護者から感染が不安などで休ませたいと相談のあった児童生徒については、合理的な理由があると学校長が判断した場合は指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録していきます。

・新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やそのご家族などへの偏見・差別や SNS による誹謗中傷などが起こらないようお願いいたします。

・オミクロン株は、これまでのデルタ株と異なり、これまで以上に誰が、いつ、どこで感染してもおかしくない状況です。そのためには、保護者、学校関係者、地域が互いに連携し、感染防止に努める必要があります。
是非、皆でコロナウイルスの打ち勝つという意識が醸成されることを期待します。

※新たな情報等は、市ホームページをご覧ください。

※国は、１月 24 日北海道他 17 府県を１月 27 日から２月 20 日まで「まん延防止等重点措置」の適用を決定いたしました。再び自粛制限などが実施されますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

裏面も参照ください（再掲）。

「児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」

事務連絡　令和３年８月 27 日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

１．学校で感染者が確認された場合

・感染した児童生徒は出席停止措置となります。濃厚接触者も同様となります。

２．濃厚接触者等の特定について

①濃厚接触者の候補

・濃厚接触者の候補は、感染者の感染可能性期間（発症２日前、無症状者は、陽性確定のための検体接収日の２日前）の中で以下の該当となる児童生徒・教職員となります。

・感染者と同居又は長時間接触があった者。

・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者。

・手で触れることのできる距離（目安として１m）で、必要な感染予防対策なしで、感染者と 15 分以上の接触があった者（感染者と会話していた者）。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

・感染者と同一の学級の児童生徒等。

・感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等。

・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等。

※①②の候補が速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が１人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられます。

３．出席停止の措置及び臨時休業の判断について

まずは、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1 種間程度）臨時休業を行うことが考えられます。その上で、教育委員会は、次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を検討していきます。

＜学級閉鎖＞

以下いずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

・同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合。

・感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。

・１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。

・その他、設置者で必要と判断した場合。

※学級閉鎖の期間は、PCR 検査の結果、濃厚接触者の状況により判断します。

＜学年閉鎖＞

・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

＜学校全体の臨時休業＞

・複数の学年を閉鎖するなど、学校内に感染が広がっている可能性高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

以上、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するためのものです。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。